

えん罪を防止するための刑事司法改革グランドデザイン

2024年度版

2018年（平成30年）10月23日
改訂 2020年（令和2年）11月17日
改訂 2022年（令和4年）11月16日
改訂 2024年（令和6年）12月19日
日本弁護士連合会

目 次

1 グランドデザインの目的と視点	1
2 刑事司法の現状と当連合会の提言	4
2-1 取調べ	4
2-2 逮捕	10
2-3 被疑者勾留	14
2-4 起訴	21
2-5 被告人勾留と保釈	22
2-6 第一審	26
2-7 控訴・上告	35
2-8 再審	37
3 えん罪原因の調査究明	40
関連意見書等一覧	41

1 グランドデザインの目的と視点

国が、罪を犯していない人に犯罪の嫌疑をかけ、その生命や自由を奪うことは、重大な人権侵害である。罪を犯していない人を死刑に処することが、取り返しのつかない人権侵害であることは論を俟たない。罪を犯していない人を刑務所に収容することも、その人の人生を破壊するものである。執行猶予付きの判決であっても、犯罪者というレッテルは、罪を犯していない人に重くのしかかることになる。裁判で有罪判決を受けなくても、犯罪の嫌疑を理由として身体を拘束することは、罪を犯していない人の生活に深刻な打撃を与える。こうしたえん罪¹を防止することは、刑事司法の最も重要な課題である。

しかし、日本の刑事司法において、えん罪の防止が十分に図られてきたと言うことはできない。「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」ことは、国際的に確立した原則である（自由権規約14条2項）。しかし、取調べにおける供述の強要や、犯罪の嫌疑を否認する市民に対する長期間の身体拘束に表れているように、日本の刑事司法の現実の運用において、無罪と推定される権利が十分に尊重されてきたと言うことは困難である。

このような刑事司法の運用は数多くのえん罪を生み出し続けており、近年明らかになった著名なものだけでも、次のようなえん罪事件が発生している。

図表1 近年明らかになった著名なえん罪事件

年	事件（判決）
2007	志布志事件 （鹿児島地裁平成19年2月23日無罪判決）
	氷見事件（富山地裁高岡支部平成19年10月10日再審無罪判決）
2010	足利事件 （宇都宮地裁平成22年3月26日再審無罪判決）
	郵便不正・厚生労働省元局長事件 （大阪地裁平成22年9月10日無罪判決）
	北九州爪ケア事件 （福岡高裁平成22年9月16日無罪判決）
2011	布川事件 （水戸地裁土浦支部平成23年5月24日再審無罪判決）
2012	パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件

¹「えん罪」という言葉には幾つかの意味があるが、本グランドデザインにおいては、国が、罪を犯していない人に犯罪の嫌疑をかけ、その生命や自由を奪うことを指す言葉として、これを用いる。

	<u>東京電力女性社員殺人事件</u> (東京高裁平成 24 年 11 月 7 日再審無罪判決)
2014	<u>泉大津コンビニ窃盗事件</u> (大阪地裁岸和田支部平成 26 年 7 月 8 日無罪判決)
2015	<u>大阪強姦虚偽証言事件</u> (大阪地裁平成 27 年 10 月 16 日再審無罪判決)
2016	<u>鹿児島天文館事件</u> (福岡高裁宮崎支部平成 28 年 1 月 12 日無罪判決)
	<u>東住吉事件</u> (大阪地裁平成 28 年 8 月 10 日再審無罪判決)
2019	<u>松橋事件</u> (熊本地裁平成 31 年 3 月 28 日再審無罪判決)
2020	<u>湖東記念病院事件</u> (大津地裁令和 2 年 3 月 31 日再審無罪判決)
2021	<u>大川原化工機事件</u> (東京地裁令和 3 年 8 月 2 日公訴棄却決定)
	<u>プレサンス事件</u> (大阪地裁令和 3 年 10 月 28 日無罪判決)
2024	<u>袴田事件</u> (静岡地裁令和 6 年 9 月 26 日再審無罪判決)

これらのえん罪事件においては、捜査機関が虚偽供述を強要するなどし、裁判所も、罪を犯していない人の身体を長期間にわたり拘束する判断をしたことなどが明らかになっている。これらの事件は、真犯人の出現や決定的な証拠の発見という事情によって、えん罪であることが発覚したものであり、いまだ発覚していないえん罪を少なく見積もることはできない。日本の刑事司法は、えん罪の防止という最も重要な課題を達成するために、抜本的な改革を必要とする状況にある。

本グランドデザインは、刑事司法に関する様々な課題のうち、えん罪を防止するための刑事司法改革の全体構想を示すことを目的とするものである。えん罪の防止のために、当連合会は様々な提言を行っている。本グランドデザインでは、現行の日本の刑事司法の下で、罪を犯していない市民が犯罪の嫌疑をかけられたときに経験することとなる手続の各場面の現状と、それに関する当連合会の提言の概要を明らかにする。本グランドデザイン中に記載している当連合会の提言は、当連合会が公表している意見書等の要約であり、その全文については、当連合会のウェブサイトを参照されたい。

刑事司法に関しては、えん罪の防止のほかにも、子どもの権利、刑事手続と人権、重罰化・処罰範囲の拡大と人権、死刑をめぐる人権、刑事被拘禁者の人権、罪を犯した人の人権、犯罪被害者の人権等、当連合会が取り組む様々な重要課題があり²、当連合会は、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求め、その

² 「[人権のための行動宣言 2024](#)」(2024年10月)

実現のために全力を尽くすことを宣言している³。刑事手続の適正は、えん罪であるか否かにかかわらず保障されなければならないし、罪を犯した人に刑罰が科される場面でも、人権の制限は必要最小限でなければならないことは、もとより当然である。

刑法や刑事訴訟法については、時代の変化に応じて改正が繰り返されているが、刑事手続が憲法及び国際人権法に適合しない状況は解消しておらず、刑事司法の現場では次々と新たな問題が発生している。それゆえ、当連合会においては、制度改革の議論が途切れることなく続けられている。えん罪を防止するための刑事司法改革は、継続を要する作業であり、当連合会はこれからも、刑事司法の問題点を把握し、それを改善するための意見を取りまとめ、公表していくことになる。本グランドデザインも、それに応じて、改訂を重ねることが予定されている。

³ 「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(2016年10月)、「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」(2019年10月)

2 刑事司法の現状と当連合会の提言

2-1 取調べ

罪を犯していない市民が捜査機関から犯罪の嫌疑をかけられると、警察署や検察庁への出頭を求められたり、逮捕されたりして、取調べを受けることを迫られる。

日本における取調べについて、国連拷問禁止委員会は、2013年5月29日に採択した「日本の第2回定期報告に関する総括所見」において、「締約国の司法制度が、実務上、自白に強く依存しており、自白はしばしば弁護士がない状態で代用監獄での拘禁中に獲得される。委員会は、叩く、脅す、眠らせない、休憩なしの長時間の取調べといった虐待について報告を受けている」、「すべての取調べの間、弁護人を立ち会わせることが義務的とされていない」、「警察拘禁中の被拘禁者の取調べが適切な行為であることを証明するための手段が欠けている」、「特に、連続的な取調べの持続に対して厳格な時間制限がない」ことについて、「深刻な懸念を抱いている」と表明し、「取調べ時間の長さについて規程を設け、その不遵守に対しては適切な制裁を設けること」、「刑事訴追における立証の第一次的かつ中心的な要素として自白に依拠する実務を終わらせるために、犯罪捜査手法を改善すること」、「取調べの全過程の電子的記録といった保護措置を実施し、その記録が法廷で利用可能とされることを確実にすること」を求めている⁴。

国連自由権規約委員会も、2014年7月23日に採択した「日本の第6回定期報告に関する総括所見」において、「委員会は、…尋問行動について厳格な規則がないことに懸念を表明し」、「取調べのビデオ録画の義務付けられた範囲が限られたものであることを遺憾とする」と表明し、「すべての被疑者が身体拘束の瞬間から弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ、弁護人が取調べに立ち会うこと」、「尋問の方法、尋問継続時間の厳格なタイムリミットと完全なビデオ録画を定める立法措置」、「都道府県公安委員会から独立し、かつ、取調べ中に行われた拷問や不当な取扱いの申立てについて迅速、不偏公平かつ効果的に調査する権限を持つ不服審査のメカニズムに向けた見直し」を保障すること

⁴ パンフレット「国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか～自由を奪われた人々への非人道的な取扱いの根絶を求めて～」(2013年9月)

とを求めている⁵。

2022年10月28日に採択した「日本の第7回定期報告に関する総括所見」においても、同委員会は、「実務上、取調べの実施に関する厳しい規制がないこと、取調べのビデオ録画が義務付けられる範囲が限定的であるとの報告について懸念」を表明し「取調べは、正式な逮捕前も含めてすべて録音録画され、すべての刑事事件で取調べの録音録画が適用されるよう十分な配慮をすること」、「取調べの際の拷問や虐待の申立てについて、迅速、公平かつ効果的に調査する権限を持つ、都道府県公安委員会から独立した申立審査機関を利用可能とすること」を求めている⁶。

2－1－1 取調べの時間及び回数

取調べは、通常、警察署や検察庁の施設内にある取調室という密室で行われる。取調べが極めて長時間にわたり行われることが、日本の刑事司法の際立った特徴である。現行法上、警察官が深夜又は1日8時間を超えて取調べを行うときは警察本部長又は警察署長の承認を受けるものとする規定（犯罪捜査規範168条3項）がある以外に、取調べの時間や回数に厳格な制限はなく、長時間の取調べが多数回・長期間にわたって行われることもある。そのような取調べは、犯罪の嫌疑をかけられた市民に、大きな精神的・身体的・経済的負担を課している。

当連合会は、長時間の取調べや深夜にわたる取調べは、心身の疲労により正確・適切な供述を困難にし、取調べを受けることについての自由意思の確保も危うくするものであること、長時間の取調べにより被疑者を疲弊させて、自白や捜査機関の筋書きに沿った供述調書を獲得するような捜査はえん罪を生じさせる危険の大きいものであることから、「取調べの連続時間、1日当たりの時間及び時間帯に規制を設けること」を提言している（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その1）」）。

2－1－2 自白・供述の強要

日本の捜査機関は、取調べにおいて、中立的に事情を聴取するのではなく、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認めさせるための追及を行っており、その

⁵ パンフレット「第6回政府報告書審査をふまえて—自由権規約委員会は日本政府にどのような改善を求めているのか」（2015年8月）

⁶ パンフレット「2022年10月第7回日本政府報告書審査 人権政策の改革を求めた自由権規約委員会総括所見」（2023年8月）

結果、虚偽供述が強要される事態が発生している。

近年明らかになったえん罪事件のうち、志布志事件、氷見事件、足利事件、郵便不正・厚生労働省元局長事件、北九州爪ケア事件、布川事件、パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件、東住吉事件、プレサンス事件及び袴田事件で、いずれも捜査機関の取調べにより、虚偽の自白・供述が強要されたことが明らかになっている。

捜査機関からは、被疑者の「反省・悔悟」を促すことが取調べの機能であると主張されることがある。しかし、こうした発想は前近代的であり、えん罪の防止が軽んじられていることの表れである。罪を犯していない市民は、真実の供述をしても、「反省・悔悟」を促そうとする取調官から、それは虚偽の弁解であり、「反省・悔悟」の不足の表れであると決め付けられて、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認めるよう追及されることになる。

当連合会は、「被疑者を長時間取調室に留め置いて捜査機関の心証に合致する供述を獲得するような取調べの在り方を抜本的に見直すこと」を提言している（「取調べの在り方を抜本的に見直し、全ての事件における全過程の録音・録画を実現するとともに、弁護人を立ち会わせる権利を確立することを求める決議」）。

2－1－3 在宅被疑者の取調べ

警察署や検察庁への出頭を求められた、いわゆる在宅被疑者が、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができることは、刑事訴訟法に明記されている（198条1項ただし書）。しかし、出頭・退去の自由を確保する措置がとられていると言うことはできず、捜査機関の要求に応じなければ逮捕されるおそれもある状況で、出頭を拒んだり、退去したりすることは、容易でない。捜査機関の見立てに沿った供述をしなければ身体を拘束されるのではないか、という恐怖心は、虚偽の供述をする動機となっている。

志布志事件、足利事件、パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件、郵便不正・厚生労働省元局長事件、東住吉事件、松橋事件及び湖東記念病院事件では、在宅被疑者としての取調べで、虚偽自白・供述が強要されている。

2－1－4 逮捕又は勾留された被疑者の取調べ

取調べにおいて、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認めさせる圧力は、逮捕・勾留され、自由を奪われ、外部とのアクセスを遮断され、生活を管理されることにより、一段と強力なものとなる。捜査機関の見立てに沿った供述をし

なければいつまで身体拘束が続くか分からないという恐怖心は、虚偽の供述をする動機となっている。憲法は、被疑者に黙秘権を保障しており（38条1項）、このことから、逮捕・勾留されている被疑者についても、取調べを受忍する義務はないと解するのが、学説上も通説である。しかし、捜査機関は、逮捕・勾留された被疑者には取調べ受忍義務があるとする見解に基づき、被疑者が黙秘権行使しても、取調べを続行し、捜査機関の抱いている犯罪の嫌疑を認めさせようとするのが常態化している。裁判所も、そのような取調べの運用を容認している。

当連合会は、憲法が黙秘権を保障しているにもかかわらず、捜査機関が被疑者に取調べを拒む権利を認めず、長時間にわたる糾問的な取調べを行うことにより、虚偽自白の強要が行われていることを踏まえ、虚偽自白の強要によるえん罪を防止するために、「逮捕・勾留されている被疑者に取調べを受忍する義務のないことを、刑事訴訟法上明確にすること」を提言している（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その1）」）。

2－1－5 取調べにおける嫌疑の否認と身体拘束

罪を犯していない市民が、罪を犯していないからこそ犯罪の嫌疑を否認すると、そのことを勾留や保釈の判断に当たり、不利益に取り扱う運用が行われている。罪を犯していない市民にとって、否認し続けるといつまで身体拘束されるか分からないことは、甚大な精神的苦痛を与えるものであり、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認めさせる強大な圧力となっている。

日本が1999年に加入した拷問等禁止条約は、「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること…を目的として…、公務員その他の公的資格で行動する者により…行われるもの」を「拷問」（1条1項）として禁止している。

郵便不正・厚生労働省元局長事件では、いつまで身体拘束されるか分からないという恐怖と苦痛に耐えかねた「共犯者」が、検察の描いた筋書きに沿った内容虚偽の供述調書に署名・押印したことが明らかになっている。

2－1－6 供述調書

取調べ官は、取調べにおいて供述調書を作成するが、供述調書に取調べ官の質問と被疑者の発言が正確に記載されることはほとんどない。取調べ官は、記載する事項や表現を選択し、被疑者の発言のニュアンスを変え、時として被疑者が全

く発言していないことを記載するなどして、供述調書を作成している。そのようにして作成された供述調書であっても、被疑者に署名・押印させることにより、刑事裁判における有罪認定の証拠として用いられている。

2-1-7 他人を陥れる供述の強要や誘導

取調べは、本人以外にも、目撃者や被害者といった参考人や、「共犯者」とされる被疑者に対しても行われ、それらの者の供述調書も作成される。人の供述は、知覚・記憶・表現・叙述の各過程に誤りが介入しやすく、変容しやすい証拠であり、捜査機関の筋書きに沿って、他人を陥れる供述が強要されたり、誘導されたりすることがある。罪を犯していない市民が自らは捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を否認し続けることができたとしても、そのようにして強要・誘導された供述によって、えん罪は作られている。

郵便不正・厚生労働省元局長事件では、元局長自身は犯罪の嫌疑を否認し続ける中で、多数の関係者が検察の描いた筋書きに沿った内容虚偽の供述調書に署名・押印させられていたことが明らかになっている。プレサンス事件でも、検察官が、関係者らに対し、必要以上に強く責任を感じさせ、その責任を免れようとして真実とは異なる内容の供述に及ぶ強い動機を生じさせて、供述を変遷させている。プレサンス事件については、2024年8月8日、無罪が確定した元会社社長の部下の被疑者取調べを担当し、特別公務員暴行陵虐罪（刑法195条1項）で告発された検察官を被告人とする事件を大阪地方裁判所の審判に付する旨の決定がなされた。その公訴事実の要旨は、当該検察官が取調べにおいて被疑者に対し、大声を交えながら激しい口調で長時間にわたり一方的に叱責、罵倒するなどして、陵辱若しくは加虐の行為をしたというものである⁷。

2-1-8 取調べの録音・録画

2016年の刑事訴訟法改正により、取調べの録音・録画制度が創設されたが、捜査機関に録音・録画義務が課されるのは、裁判員裁判対象事件（「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」及び「短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件」）並びに検察官独自捜査事件（「司法警察員が送致し又は送付

⁷ 「特別公務員暴行陵虐罪で告発された検察官を被告人とする付審判決定に関する会長談話」（2024年9月6日）

した事件以外の事件」)について、逮捕・勾留されている被疑者を取り調べる場合に限られている(刑事訴訟法301条の2第4項)。これらの事件は、刑事裁判全体の3%にも満たず、大部分の事件は、録音・録画義務の対象外とされている。また、捜査機関は、被疑者を正面から撮影する方式を採用しており、専ら被疑者にカメラを向けた映像は、自白の任意性へのバイアスを与えるおそれも指摘されている。

当連合会は、不適正な取調べと供述調書が日本の刑事司法におけるえん罪の主要な原因であることを踏まえ、えん罪を防止するためには不適正な取調べを防止し、被疑者の権利を確保し、内容虚偽の供述証拠が作成されることを防止するとともに、取調べの状況及び供述の経過を客観的に検証できるようにする必要があり、その必要性は一部の事件に限られるものでも、被疑者が逮捕・勾留されている事件に限られるものでもないことから、「取調べ録音・録画制度の対象を拡大し、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べの全過程の録音・録画を義務付けること」を提言している(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その1)」、「刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書」、「取調べの在り方を抜本的に見直し、全ての事件における全過程の録音・録画を実現するとともに、弁護人を立ち会わせる権利を確立することを求める決議」)。

また、供述の任意性等を公正に判断するためには、バイアスを与えるような不適切な撮影方向で録画がなされるべきではないことから、「被疑者を正面から撮影する現在の方法を改めること」を提言している(「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」)。

2－1－9 取調べからの弁護人の排除

憲法は、弁護人の援助を受ける権利を保障している(34条、37条3項)。罪を犯していないにもかかわらず、犯罪の嫌疑をかけられた市民が最も弁護人の援助を必要とするのは、取調べの場面である。また、憲法は自己に不利益な供述を強要されない権利を保障しているのであるから(38条1項)、被疑者が弁護人の立会いを求めるときに、弁護人の立会いのない取調べにおいて供述することを強要することは禁止されるはずである。しかし、実務上、被疑者又は弁護人がその立会いを求めて、捜査機関は弁護人を立ち会わせることなく取調べを実施するのが通例となっており、取調べにおける弁護人の援助は妨げられている。

当連合会は、自己に不利益な供述を強要されない権利を実質的に保障するた

め、「供述しない意思を明らかにしている被疑者の取調べへの留め置きを規制するとともに、被疑者が取調べを受けるに際しては弁護人を立ち会わせる権利を確立すること」を提言している（「取調べの在り方を抜本的に見直し、全ての事件における全過程の録音・録画を実現するとともに、弁護人を立ち会わせる権利を確立することを求める決議」、「弁護人を取調べに立ち会わせる権利の明定を求める意見書」、「刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書」）。

2－1－10 少年や知的障がい者に対する取調べ

犯罪の嫌疑は、未熟で、言語能力が低く、自己防御力に乏しい少年や、被誘導性・迎合性の高い知的障がいのある被疑者等に対してかけられることもある。現在行われている取調べは、虚偽の供述を生み、えん罪を引き起こす危険のあるものであるが、これらの少年や知的障がい者に対して行われるとき、その危険は一層大きいものとなる。

当連合会は「知的障がいのある被疑者等の取調べについては、捜査機関から独立した中立な立場の者であり、かつ、原則として、障がいの内容、程度あるいは特性を十分理解している者が立ち会うものとすること」、「知的障がいのある被疑者等の取調べに入る前に、当該被疑者等の障がいについて、必ず専門家による十分なアセスメントを行い、取調官及び立会人において当該被疑者等の障がい特性や供述特性を把握した上で、これに配慮した取調べを行うものとすること」、「全国各地に中立かつ障がい特性等を十分理解した立会人の担い手を確保するため、地域に根差した立会人ボランティアのネットワークを構築し、十分な研修を行い、適格な立会人の養成を行えるよう、人的・物的支援を行うこと」を提言している（「知的障がいのある被疑者等に対する取調べの立会いの制度化に向けた意見書」）。

2－2 逮捕

捜査機関から犯罪の嫌疑をかけられた市民は、捜査機関により逮捕されることがある。2023年には、警察又は検察で、合計10万4619人が逮捕されている（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く。）

⁸。逮捕されると、最大72時間、警察の留置施設や拘置所で身体を拘束される。釈放されるまでの間、自由を奪われ、電話やインターネットによる外部とのアクセスも遮断され、生活を管理された状態に置かれることになる。

当連合会は、「刑事訴訟法に、被疑者及び被告人は原則として身体拘束されないこと（身体不拘束原則）を明記すること」を提言している（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その1）」）。

2-2-1 逮捕状の審査

逮捕は、現行犯人の場合のほかは、捜査機関の請求を受けて裁判官が発する令状に基づいて行われる。令状は、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、逮捕の必要性がある場合に発するものとされているが（刑事訴訟法199条）、犯罪の嫌疑をかけられた市民に反論・反証の機会は与えられていない。逮捕については、不服申立てをすることもできず、逮捕の理由や必要性の根拠とされた資料を事後的に確認する権利も認められていない。2023年、裁判官が発した逮捕状の総数は8万4841人（98.6%）であるのに対し、裁判官が逮捕状の請求を却下したのは76人（0.1%）に過ぎない（捜査機関が逮捕状の請求を取り下げたのが1150人（1.3%）。）⁹。

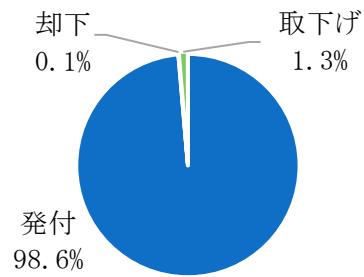
図表2-1 逮捕状処分別人員

（2023年・全裁判所）

	人員	比率
発付	84,841	98.6%
却下	76	0.1%
取下げ	1,150	1.3%

図表2-2 逮捕状処分別比率

（2023年・全裁判所）



当連合会は、逮捕状請求書の閲覧・謄写に関し、「逮捕状請求書に添付資料

⁸ 檢察統計年報2023年「39 最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員－自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－」

⁹ 司法統計年報令和5年刑事編第15表「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員－全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」

の標目を記載すること、並びに、請求書及び添付資料の謄本を提出することを義務付け、裁判官が謄本を保存するものとし、逮捕状の執行を受けた被疑者又は弁護人は、請求書の謄本を閲覧・謄写できるものとすること」を提言するとともに（「[捜査段階で裁判所が関与する手続の記録の整備に関する意見書](#)」）、罪を犯していない市民が身体を拘束される事態を最小限にするため、「逮捕に対する不服申立て（準抗告）の制度を整備すること」を提言している（「[勾留・保釈制度改革に関する意見書](#)」）。

2－2－2 逮捕状

刑事訴訟法は、逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならないとしているが（201条1項）、被疑者にその謄本を交付することは求めていない。逮捕された市民が目の前に示された逮捕状に記載された被疑事実を正確に把握することは容易でない。このことは、弁護人に被疑事実を伝えるなどして、無実であることを明らかにし、勾留されることを避けるための防御活動を行うことを困難にしている。

当連合会は、「検察官又は司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに被疑者に逮捕状謄本を交付するものとすること」を提言している（「[刑事手続における書面の交付義務等に関する意見書](#)」）。

2－2－3 国選弁護人制度の未整備

憲法は、弁護人に依頼する権利を保障しているが（34条、37条3項）、現行刑事訴訟法上、勾留されるまでは、国選弁護人の選任を求めることができない。貧困等の理由により、自ら弁護人を依頼できない市民は、その助言を受けることもできないまま、自由を奪われ、外部とのアクセスを遮断され、生活を管理された状態で、取調べを受け、捜査機関と対峙することを余儀なくされている。これを補うために、各弁護士会が当番弁護士制度を運用しており、2016年改正刑事訴訟法により弁護人の選任に係る事項の教示の規定が新設された。しかし、捜査機関が逮捕した被疑者に対し当番弁護士制度を適切に教示する運用は確立しておらず、逮捕された市民が弁護人の援助を受ける権利の保障は実現していない。

国連拷問禁止委員会は、2013年5月29日に採択した「日本の第2回定期報告に関する総括所見」において、「被疑者が、とりわけ逮捕から最初の72時間は弁護士へのアクセスが制限され、保釈の可能性がない状態で最長

23日間、拘禁されうることを深く遺憾に思う。」と表明している¹⁰。

当連合会は、憲法が「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と定めていること、逮捕された被疑者が弁護人の助言も受けることのできないまま防御権を適切に行使することは困難であることを踏まえ、えん罪を防止するために、「逮捕されている全ての被疑者に、国選弁護人の選任を請求する権利を認めること」を提言している（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」、「刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書」）。

さらに、弁護人の選任に係る事項の教示（刑事訴訟法76条2項、77条2項、203条3項、204条2項及び207条3項）について、「『弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先』に加え、『弁護士会に対する弁護人の選任の申出はその資力を問わずすることができる旨』を教示しなければならないものとすること」を提言している（「刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書」）。

2－2－4 弁護人との接見交通

逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとって、弁護人の助言を得る最初の機会であり、憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行なうことが被疑者の防御の準備のために特に重要である。しかし、被逮捕者の多くは、「直ちに」弁護人の援助を受けることができていな。弁護人から助言を受けることもなく捜査機関から供述を迫られることは、正当な権利行使を困難にし、虚偽供述によるえん罪の原因となっている。

当連合会は、「逮捕された被疑者に対し、取調べを受ける前に弁護士の助言を受ける機会を保障し、被疑者が申し出たときは、取調べを開始する前に、弁護士の接見をさせなければならないものとすること」を提言している（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」）。

さらに、身体拘束後「直ちに」弁護士の援助を受けられるようにするために、「オンラインの活用による電子データの授受を含む接見交通権の拡充」を提言している（「市民の権利を保護・実現する刑事手続のIT化を求める意見書」）。

¹⁰ 前掲注4参照

2－3 被疑者勾留

犯罪の嫌疑をかけられて逮捕された市民は、検察官の請求を受けた裁判官が発する勾留状により、勾留されることがある。勾留されると、刑事訴訟法の原則上は10日間、期間の延長により20日間、自由を奪われ、外部とのアクセスを遮断され、生活を管理された状態で、取調べを受けることを余儀なくされる。

被疑者勾留に関し、国連拷問禁止委員会は、2013年5月29日に採択した「日本の第2回定期報告に関する総括所見」において、「保釈の可能性がない状態で最長23日間、拘禁されうることを深く遺憾に思う。」、「警察留置場での起訴前拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如、独立した効果的な査察及び不服申立メカニズムの欠如もまた、深刻な懸念事項である。」、「委員会は、こうした起訴前拘禁制度の廃止ないし改革は必要ではないとの締約国の立場を遺憾とする」と表明している¹¹。

国連自由権規約委員会も、2014年7月23日に採択した「日本の第6回定期報告に関する総括所見」において、「委員会は、締約国が、利用可能な資源が不足していること及びこの制度が犯罪捜査にとって効率的であることを理由として、代用監獄の使用を相変わらず正当化していることを遺憾とする。委員会は、起訴前に、保釈の権利がないこと、また国選弁護人の援助を受ける権利がないことが、代用監獄において強制的な自白を引き出す危険を強めていることを依然として懸念する。」と表明し、「起訴前の拘禁中に、保釈など、勾留に代わる措置を、当然考慮すること」を求めている¹²。

2022年10月28日に採択した「日本の第7回定期報告に関する総括所見」においても、同委員会は、「自由の剥奪の当初から保釈の権利または国選弁護人選任の権利が認められていないこと、および締約国が起訴前保釈制度の実施は不要であると表明していること」、「勾留の延長や（事実上の）再延長の要求が高い確率で許可されることにより、国内法で想定された期間を超えて公判前勾留がなされていることや、「刑事拘禁における処遇、特に長期の独居房の使用と被拘禁者に対する適切な医療サービスへのアクセスの欠如、ならびに弁護士へのアクセスや家族との連絡といった手続保障の否定、投票権の否定」に懸念を表明し、「過剰な長期勾留を防ぐため、公判前勾留の所定期間が実質的に

¹¹ 前掲注4

¹² 前掲注5

尊重されること」、「起訴前の勾留では、保釈などの非拘束的な代替措置が慎重に検討されること」、「最後の手段として使用される場合でも、未決被拘禁者に対して許容される独居拘禁の合計期間を見直すとともに、さらなる独居拘禁の削減と必要に応じた代替措置の策定を行うために、独居拘禁の効果を定期的に評価すること」を求めている¹³。

当連合会は、勾留に代替する手段として、「裁判所（裁判官）は、被告人又は被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき又は逃亡し若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときは、被告人又は被疑者に対し、2か月以内の期間を定めて、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な命令（住居等制限命令）をすることができるものとすること」を提言し、「裁判所（裁判官）は、被告人又は被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、住居等制限命令に違反したとき、又は、住居等制限命令を受けてもこれに従わず、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときに限り、これを勾留することができるものとすること」を提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）](#)」）。

2－3－1 勾留状の審査

勾留状は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、「定まった住居を有しないとき」、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」又は「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に発するものとされている（刑事訴訟法207条1項、60条1項）。勾留の裁判をするに当たり、被疑者に対し被疑事件を告げ陳述を聴く手続（勾留質問）が行われるが（刑事訴訟法207条1項、61条）、その手続は、弁護人の立会いもなく行われている。勾留の根拠とされた資料を事後的に確認する権利も認められていない。

2023年に逮捕された被疑者のうち、検察官の請求を受けて裁判官が勾留状を発した人員は8万9424人（96.2%）であるのに対し、裁判官が勾留請求を却下した人員は3548人（3.8%）に過ぎない（自動車による過

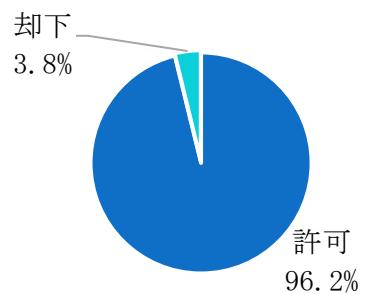
¹³ 前掲注6

失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く。) ¹⁴。

図表 3-1 勾留許可・却下別人員
(2023 年・全検察庁)

	人員	比率
許可	89,424	96.2%
却下	3,548	3.8%

図表 3-2 勾留許可・却下別比率
(2023 年・全検察庁)



当連合会は、「勾留に関する裁判においては、犯罪の輕重及び被疑者又は被告人が釈放されないことによって生ずる防御上又は社会生活上の不利益の程度を考慮しなければならないこと（比例原則）」を明文で規定することを提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）](#)」）。

さらに、勾留状の審査の手続について、「勾留請求書に添付資料の標目を記載すること、並びに、請求書及び添付資料の謄本を提出することを義務付け、裁判官が謄本を保存するものとし、勾留状の執行を受けた被疑者又は弁護人は、請求書の謄本を閲覧・謄写できるものとすること」を提言するとともに（「[捜査段階で裁判所が関与する手続の記録の整備に関する意見書](#)」）、重大な人権制限である勾留の判断を慎重なものとするため、「弁護人が勾留質問に立ち会い、意見を述べができるものとすること」を提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）](#)」）。

2－3－2 勾留状

刑事訴訟法は、勾留状の謄本を被疑者及び弁護人に当然交付すべきものとはしていない。このことは、逮捕状の謄本が交付されないと合わせて、被疑者及び弁護人が迅速に正確な被疑事実を把握した上で、無実を明らかにする防衛活動を行うことを困難にしている。

当連合会は、「裁判官は、被疑者を勾留したとき又は勾留期間を延長したとき

¹⁴ 檢察統計年報 2023 年「39 最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員—自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く—」

は、被疑者に対して勾留状謄本を交付するとともに、被疑者に弁護人が選任されているときは弁護人に対して勾留状の写しを交付するものとすること」を提言している（「[刑事手続における書面の交付義務等に関する意見書](#)」）。

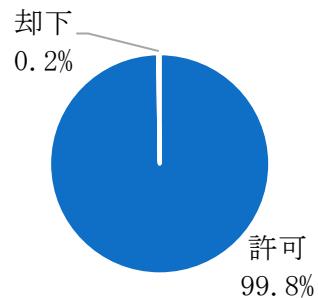
2-3-3 勾留期間の延長における原則と例外の逆転

刑事訴訟法上、被疑者勾留期間は原則として10日間であるが、「やむを得ない事由」があるときは、検察官の請求により、延長することができるものとされている。2023年には、被疑者の勾留人員総数8万9444人のうち、6万2235人（69.6%）につき勾留期間延長の請求がなされている（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く。）。その請求を受けて、裁判官が勾留期間延長を許可したのは6万2080人（99.8%）であるのに対し、却下したのは155人（0.2%）に過ぎず¹⁵、原則と例外が逆転した運用が行われている。

図表4-1 勾留延長許可・却下別人員
(2023年・全検察庁)

	人員	比率
許可	62,080	99.8%
却下	155	0.2%

図表4-2 勾留延長許可・却下別比率
(2023年・全検察庁)



2-3-4 少年の勾留

少年法は、検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、勾留を請求することができないものとし（43条3項）、原則的には勾留に代わる観護措置を探るべきものとしている。しかし、実際には、大半の事例で勾留がなされており、少年法の規定に反する事態が生じている。

その一方で、観護措置決定により身体拘束を受けた少年について、国選付添人制度の対象事件が「死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる

¹⁵ 檢察統計年報2023年「40 最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の勾留後の措置、勾留期間別及び勾留期間延長の許可、却下別人員－自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－」

罪のもの」に限定されていることなどにより、付添人が選任されない事態が生じている。当連合会は、「少年鑑別所送致の観護措置決定により身体拘束された全ての少年について、家庭裁判所が必要と認めた場合又は少年若しくは保護者の請求があった場合には、家庭裁判所が国選付添人を選任することができる制度を直ちに設けること」、さらに、「少年鑑別所送致の観護措置決定により身体拘束された全ての少年に対して、必要的に国選付添人を選任する制度を設けるよう速やかに検討すること」を提言している（「[全面的国選付添人制度の早急な実現を求める意見書](#)」）。

2－3－5 嫌疑を否認する被疑者の長期間身体拘束

10日以上にわたり身体を拘束して、自由を奪い、外部とのアクセスを遮断し、生活を管理する勾留は、犯罪の嫌疑をかけられた市民に大きな精神的・身体的・経済的負担を課すものである。しかも、罪を犯していない市民が、罪を犯していないからこそ、犯罪の嫌疑を否認すると、そのことから、逃亡や罪証隠滅のおそれがあるなどとして、勾留や勾留延長の判断に当たり、不利益に取り扱うことが行われている。このような運用は、自由と引き換えに、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認めさせる手段として機能しており、特に罪を犯していない市民の人権を侵害するものである。

当連合会は、「勾留に関する裁判においては、被疑者又は被告人の防御権を踏まえ、被疑者又は被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならないこと（否認・黙秘の不利益取扱いの禁止）」を明文で規定することを提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）](#)」）。

2－3－6 不服申立て及び保釈の制限

勾留の裁判に対しては、不服申立て（準抗告）をすることができるが、刑事訴訟法には、「犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない」という規定が存在する（420条3項）。また、刑事訴訟法207条1項ただし書により、起訴されるまでは、保釈も認められていない。

当連合会は、「刑事訴訟法429条2項を削除して、裁判官がした勾留決定に対し、犯罪の嫌疑がないこと（罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がないこと）を理由として準抗告をすることができることを明確にすること」を提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）](#)」）。

また、罪を犯していない人の自由を奪うことや、身体拘束を手段とする自白

の強要を防止するためには、罪証の隠滅や逃亡を防止するため真に必要性が認められる場合に限り、身体を拘束するものとすべきであり、保証金を納付させることによってそれらを防止することができる場合には、身体拘束を避けるべきであることから、「刑事訴訟法 207条1項ただし書を削除し、公訴提起前に保釈をすることができるものとすること」を提言している（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」）。

2-3-7 勾留理由開示の運用

憲法は、拘禁された市民に、その理由を公開の法廷で示すことを要求する権利を保障している（34条）。しかし、勾留理由開示の請求をしても、裁判官は、勾留の要件に該当する旨を形式的に述べるのみで、実質的理由を何ら明らかにしない運用が定着している。

2-3-8 代用監獄への収容及び拘置所における接見の制限

刑事訴訟法上、勾留された被疑者は、拘置所等の刑事施設に収容されるものとされている（64条）。しかし、勾留された被疑者のほとんどは、警察の留置施設（代用監獄）に収容され、警察によって生活を管理される中で、取調べを受けることを余儀なくされている。警察がこれほど長期間にわたり市民を拘禁することが許されているのは、諸外国にほとんど例を見ない。

当連合会は、代用監獄制度は警察施設内の留置施設に勾留することによって、警察に生活を管理される中で、取調べを受けることを余儀なくさせるものであることから、「勾留された被疑者は、警察施設ではない拘置所に留置すること」を提言している（「人権のための行動宣言2024」）。

他方、拘置所は、夜間・休日の接見を制限しており、そのため、拘置所に収容された被疑者は、十分に弁護人と接見することができないという事態が発生している。

当連合会は、「被疑者との初回接見は、休日・深夜を含め、原則としていつでも可能とすること」「被疑者との2回目以降の接見及び被告人との接見は、休日を含め、原則として午前8時から午後10時まで可能とすること」を提言している（「未決等拘禁制度の抜本的改革を目指す日弁連の提言」）。

2-3-9 接見・秘密交通権の侵害

刑事訴訟法は、被疑者と弁護人との接見・秘密交通権を規定している（39条1項）。しかし、検察官又は警察官が、被疑者の取調べに当たり、弁護人との

接見内容を聴取する行為がいまだに後を絶たない。また、実務上、面会室での写真撮影や録音は一般的に制限されており、弁護人による被疑者の受傷状況や精神状態の証拠保全が妨げられている。

当連合会は、「検察官又は警察官が、被疑者の取調べに当たり、弁護人との接見内容を聴取する行為は、接見・秘密交通権を侵害し、弁護活動を妨害するもので、およそ許されないことを明確にすること」を提言するとともに（「[接見・秘密交通権確立についての意見書](#)」）、「弁護人による面会室内での写真撮影や録音の制限や検査を撤廃し、これらの行為を制限する旨の掲示物を直ちに撤去すること」を提言している（「[面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての意見書](#)」）。

2－3－10 弁護人以外の者との接見等の禁止

勾留されている被疑者は、裁判所の決定により、弁護人以外の者との接見や書類その他の物の授受が禁止されることもある（接見禁止）。接見禁止は、勾留された市民を孤立させ、大きな精神的負担を与えるものである。2023年の接見禁止決定数は4万1325件であり、接見禁止決定率（勾留状発付数に対する接見禁止決定数の割合）は43.3%である¹⁶。

2－3－11 弁護人の数の制限

刑事訴訟規則は、被疑者の弁護人の数について、裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合を除いて、3人を超えることができないものとされている（刑事訴訟規則27条1項）。さらに、国選弁護人の場合は、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件」において裁判官が特に必要があると認める場合に更に1人を付することができるのを除いて、1人に限られている（刑事訴訟法37条の5）。このような弁護人の人数の制限は、複雑な事案において、被疑者が弁護人と十分な接見をして、助言を受けることを困難にしている。

当連合会は、「被疑者の弁護人の数の上限を3名とする規制を撤廃すること」を提言するとともに（「[人権のための行動宣言2024](#)」）、「[刑事訴訟法37条の5を改正し、対象事件を限定することなく、必要な数の国選弁護人を選任できることようにすること](#)」を提言している（「[被疑者国選弁護人の複数選任制度に関する意見書](#)」）。

¹⁶ 司法統計年報令和5年刑事編第15表「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員－全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」及び同第17表「刑事雜事件の種類別新受人員－全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」

する意見書」)。

2－4 起訴

犯罪の嫌疑をかけられた市民は、検察官が訴追を必要と判断したとき、起訴され、刑事裁判を受けることになる。2023年の検察庁の既済総数63万9432人のうち、検察官が起訴した人員は14万1878人(22.2%)、不起訴処分とした人員は39万7689人(62.2%)である（道路交通法等違反被疑事件を除く。）¹⁷。

2－4－1 不起訴処分の理由

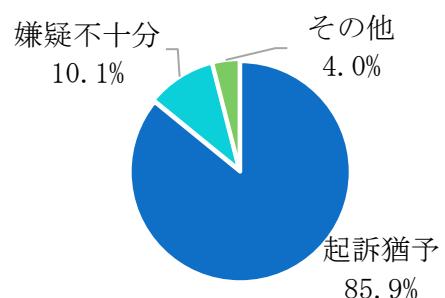
不起訴処分には、「罪とならず」（被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なとき）、「嫌疑なし」（被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なとき）や「嫌疑不十分」（被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき）のほかに、「起訴猶予」（被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないとき）が含まれている。2023年に検察官がした不起訴処分のうち、起訴猶予が34万1561人(85.9%)を占めており、4万255人(10.1%)が嫌疑不十分である。捜査機関に犯罪の嫌疑をかけられ、逮捕・勾留された後に、不起訴となった市民が刑事補償を受けることができるは、「罪とならず」又は「嫌疑なし」の場合のほか、「その者が罪を犯さなかったと認めるに足りる事由があるとき」に限られている（被疑者補償規程4条）。罪を犯していない市民が「起訴猶予」や「嫌疑不十分」とされたときに、これを不服として争う手続は整備されていない。

¹⁷ 検察統計年報2023年「6 検察庁別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員－道路交通法等違反被疑事件を除く－」

図表 5-1 不起訴処分人員
(2023 年・全検察庁)

	人員	比率
起訴猶予	341,561	85.9%
嫌疑不十分	40,255	10.1%
その他	15,873	4.0%

図表 5-2 不起訴処分別比率
(2023 年・全検察庁)



2-4-2 「共犯者」の不起訴処分

共犯事件においては、共犯者とされる者が、捜査機関が描いた筋書きに沿って、自らの責任を転嫁・軽減するために、虚偽の供述をする危険がある。共犯事件の刑事裁判では、しばしば、起訴を免れた「共犯者」が検察官請求証人として証言し、あるいは、その供述調書が検察官から証拠として請求され、その供述に基づいて有罪認定が行われている。捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を認める供述をすることと引き換えに不起訴とすることは、「共犯者」とされた罪を犯していない市民をえん罪に陥れる危険が大きい。郵便不正・厚生労働省元局長事件では、起訴を免れた複数の「共犯者」が、検察官の描いた筋書きに沿って作成された、内容虚偽の供述調書に署名・押印したことが明らかになっている。

2016年の刑事訴訟法改正によって創設された「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」(協議・合意制度)は、不起訴処分等と引き換えに他人の刑事事件についての供述をすることを制度化したものであり、その供述の信用性について非常に慎重な判断がされなければ、えん罪を生じさせる危険が大きいものである。しかし、取調べの録音・録画義務の対象は限定されており、「共犯者」の供述の経過は必ずしも客観的に記録されていない。

2-5 被告人勾留と保釈

犯罪の嫌疑をかけられ、被疑者として勾留されて、そのまま起訴された場合、改めて審査されることなく、勾留は自動的に継続される。

2－5－1 勾留取消の形骸化

刑事訴訟法は、勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、勾留を取り消さなければならないとしている（87条）。起訴がされたということは、検察官が起訴するに足りる証拠を収集し、捜査は一旦終結しているのであるから、勾留の理由や必要性は大きく変化するはずである。しかし、実務上、裁判所が勾留を取り消すことはほとんどない。2023年において、終局前に勾留状を発付された被告人員は4万1857人であるのに対し、刑事訴訟法87条により勾留を取り消された被告人員は、請求によるものと職権によるものを合わせて186人（0.4%）に過ぎない。また、刑事訴訟法は、勾留による拘禁が不当に長くなったときについても、勾留を取り消すか、保釈を許さなければならぬとしているが（91条）、2023年に裁判所が同条により勾留を取り消した人員は、0人である¹⁸。

図表6 勾留状を発付された・勾留を取り消された被告人員

（2023年・全裁判所）

		人員	比率
終局前に勾留状を発付された被告人		41,857	—
終局前に勾留を取り消された被告人	刑事訴訟法 87条	請求 職権	117 69 0.3% 0.2%
	刑事訴訟法91条		0 0.0%

2－5－2 勾留期間の制限の形骸化

刑事訴訟法は、勾留の期間は公訴の提起があった日から2か月を原則とし、「特に継続の必要がある場合」においては「具体的にその理由を附した決定」で1か月ごとに更新できるものとしているが、除外事由にあたる場合は更新は1回に限るものとしている（60条2項）。しかし、実務上、勾留が更新されないことにより、被告人が釈放されることは極めて稀であり、勾留期間の制限は形骸化している。

このような勾留の運用の結果、保釈が許可され、保証金を納付して保釈されない限り、身体を拘束されたまま公判期日を迎えること

¹⁸ 司法統計年報令和5年刑事編第16表「勾留・保釈関係の手続及び終局前後別人員 全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」

が常態化している。

2－5－3 弁護人以外の者との接見の禁止

弁護人以外の者との接見の禁止は、起訴後も継続されることがある。被告人が犯罪の嫌疑を否認している事件では、接見禁止が継続されることも少なくなく、罪を犯していない市民を孤立させ、大きな精神的負担を与えていている

2－5－4 保釈の運用における原則と例外の逆転

刑事訴訟法89条は、「保釈の請求があったときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない」として、保釈されることが原則であるとしているが、除外事由である「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」(4号)を広く認める裁判所の運用により、原則と例外が逆転している。

当連合会は、勾留の要件（60条1項2号）と同一の文言で必要的保釈の除外事由を規定している刑事訴訟法89条4号が必要的保釈の規定を形骸化し、原則と例外が逆転した現象を生じさせてきたことを踏まえ、「刑事訴訟法89条4号を削除すること」を提言している（「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」、「「人質司法」の解消を求める意見書」）。

そして、当連合会は、「人質司法」を解消し、被告人は原則として保釈する運用を実現することを前提として、「身体拘束より制限的でない代替措置の一種として必要な場合に限り最小限の制限を課す電子監視制度や在宅拘禁制度」の検討を提言している（「「人質司法」の解消を求める意見書」）。

2－5－5 無罪を主張する被告人の長期間身体拘束

実務上、被告人が犯罪の嫌疑を否認している事実を、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の認定に用いて、それを理由に保釈請求を却下する運用が行われている。その結果、罪を犯していない市民が、罪を犯していないからこそ、犯罪の嫌疑を否認すると、そのことを理由に、長期間身体を拘束されるという事態が発生している。

郵便不正・厚生労働省元局長事件では、起訴された4人のうち、検察官の筋書きに沿った内容虚偽の供述調書に署名・押印した3人が起訴後速やかに保釈されたのに対し、罪を犯していないからこそ、犯罪の嫌疑を否認し続けた元局長は、起訴から保釈されるまで4か月以上を要した。その間、検察官は、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるなどとして保釈に反対し続け、裁判所も、検察官の意見を受け入れて、複数回にわたり保釈請求を

却下している。大川原化工機事件では、被告人らが黙秘したことを理由に、検察官が「共犯者や被告会社従業員らの関係者と口裏合わせをするなどの罪証隠滅を図る危険性が高い」などと反対意見を述べ、保釈請求が繰り返し却下された。被告人の1人は、勾留中体調を崩し、拘置所内で輸血を受けるなどしたこと、進行性胃がんで手術が必要であることを訴えても、裁判所は保釈を認めず、最終的に勾留執行停止により入院したが、その後死亡した。他の被告人らも、口裏合わせのおそれがあることを理由に保釈請求を却下され続け、保釈が認められたのは、起訴から約10か月後のことであった。プレサンス事件においても、無罪を主張する被告人は、保釈請求を却下され続け、保釈が認められるまで248日を要した。

2023年の地方裁判所の通常第一審における保釈率は、自白事件で33.7%、否認事件で25.8%であり、いずれの場合も保釈されることが例外となっている。時期別の保釈率をみると、第1回公判期日の前の保釈率は、自白事件では26.5%であるのに対し、否認事件では11.7%である。勾留期間別の保釈率をみると、起訴後15日以内の保釈率は、自白事件では18.7%であるのに対し、否認事件では6.6%である。起訴後1月以内の保釈率は、自白事件では23.4%であるのに対し、否認事件では8.3%である。このように、無罪を主張している被告人の約9割が、起訴後1か月を超えて保釈されず、保釈されないまま第1回公判期日を迎えているのが現状である¹⁹。

このような保釈の運用は、特に罪を犯していない人の人権を侵害し、その公判の準備を困難にして、公正な裁判を妨げている。そればかりでなく、捜査機関が抱いている犯罪の嫌疑を否認すると、長期間身体を拘束されるということが、虚偽の供述を強要する手段として利用されている。2016年の刑事訴訟法改正に当たっては、衆参両院法務委員会において、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第三百二十六条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」につき、格段の配慮を求める附帯決議がなされている。

¹⁹ 当連合会が最高裁判所から提供を受けた統計情報「通常第一審における終局人員のうち保釈された人員の保釈の時期（地裁）（令和5年）」、「通常第一審における終局人員のうち保釈された人員の勾留期間（地裁）（令和5年）」

当連合会は、「保釈に関する裁判においては、被告人の防御権を踏まえ、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならないことを、刑事訴訟法上明確に規定すること」を提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）](#)」、「[「人質司法」の解消を求める意見書](#)」）。

2－5－6 勾留されている被告人の入退廷時の手錠・腰繩

勾留されている被告人が公判期日等に出席するとき、手錠・腰繩をされたまま入廷させられ、裁判長が解錠を指示するまでその状態で待機させられ、審理終了後も手錠・腰繩を使用して退廷させられている。裁判員裁判においては手錠・腰繩が裁判員の目に触れないようにする運用上の工夫が行われているが、それ以外の訴訟関係人や傍聴人に対しては、手錠・腰繩をされた姿がさらされる運用が行われている。このような運用は、無罪と推定される被告人の人格権を著しく侵害している²⁰。

2－6 第一審

2－6－1 不十分な証拠開示

罪を犯していない市民は、刑事裁判を受けることになっても、自らの無罪を明らかにするための証拠を収集するために強制力を行使することはできない。他方で、捜査機関は、捜索して証拠物を押収し、人の身体を拘束するなどの強制力を行使して収集したものを含む多数の証拠を保有している。しかし、検察官が裁判所に提出するのは、そのうち検察官が必要と判断し、取調べを請求するものに限られる。現行刑事訴訟法上、検察官は、被告人側に対しても、証拠を全面的に開示する義務を負うものとはされていない。

2004年改正刑事訴訟法により、争点及び証拠の整理を目的とする公判前整理手続及び期日間整理手続の制度が創設された。これらの手続に付された事件においては、検察官は、被告人側の請求により、検察官請求証拠の証明力判断のために必要な一定の証拠（類型証拠）及び被告人側の主張に関連する一定の証拠（主張関連証拠）を開示することが義務付けられている。し

²⁰ 「[刑事法廷内における入退廷時に被疑者・被告人に対して手錠・腰繩を使用しないことを求める決議](#)」（2024年10月4日）

かし、開示の手続として、被告人側が開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項及び防御の準備のために当該開示が必要である理由を明らかにして請求することが必要とされている。そのため、被告人側が検察官請求証拠の開示を受けてから、上記の事項を明らかにして類型証拠開示を請求し、検察官が要件該当性を判断して回答し、被告人が予定主張を明示して、上記の事項を明らかにして主張関連証拠開示を請求し、検察官が要件該当性を判断して回答するという作業が何度も繰り返されている。それに加えて、証拠の贈写に数週間から数か月もの期間を要することもある。その結果、被告人側が防御の準備のために必要な証拠の開示を受けるために、数か月から数年もの期間を要することがあり、被告人の迅速な裁判を受ける権利が侵害される事態が生じている。

2016年の刑事訴訟法改正によって、被告人側の請求により、検察官が保管する証拠の一覧表を交付することも義務付けられた。しかし、検察官が交付する一覧表の証拠書類の標目には「捜査報告書」といった標題のみが記載されていることが多い、弁護人が証拠を識別するために必要な情報が十分に記載されているとは言えない。

2023年の通常第一審事件の終局総人員4万6400人のうち、公判前整理手続に付されたのは1004人(2.2%)、期日間整理手続に付されたのは118人(0.3%)である²¹。公判前整理手続又は期日間整理手続に付されていない事件においては、これらの証拠開示及び一覧表交付は義務付けられておらず、運用上も、検察官は、一般的に、証拠の一覧表の交付を拒んでいる。

図表7 公判前整理手続・期日間整理手続に付された被告人員

(2023年・地裁簡裁総数)

	人員	比率
終局総人員	46,400	—
うち公判前整理手続に付された被告人	1,004	2.2%
うち期日間整理手続に付された被告人	118	0.3%

被告人が無罪であることを示す証拠を捜査機関が保有していても、それが

²¹ 司法統計年報令和5年刑事編第39表「通常第一審事件の終局総人員 公判前整理手続及び期日間整理手続の実施状況別合議・単独、自白の程度別 全地方・簡易裁判所」

被告人側に開示されないことにより、えん罪が発生している。氷見事件、[布川事件](#)、[東京電力女性社員殺人事件](#)、[大阪強姦虚偽証言事件](#)、[東住吉事件](#)、[湖東記念病院事件](#)及び[袴田事件](#)では、いずれも、無罪方向の証拠が存在していたにもかかわらず、開示されていなかったことが明らかになっている。これらの事件において、当初から被告人側に全ての証拠が開示されていれば、誤って有罪判決が言い渡されずに済んだ可能性が大きい。

当連合会は、被告人側に対する証拠開示は、公判前整理手続等に付された事件に限られることなく、全ての事件においてなされるべきであり、被告人に有利な証拠が隠されることにより事実を誤認して人を処罰するという結果を生み出さないためには、原則として全ての証拠が開示されるべきであることから、「検察官は、公訴提起後速やかに、当該事件の捜査の過程で作成又は入手した全ての証拠について、被告人及び弁護人に閲覧及び謄写の機会を与えること」、「検察官は、特定の証拠を開示することによって国家の重大な利益又は個人の生命若しくは身体の安全を害する具体的かつ現実的な危険性があるときは、裁判所に対し、当該証拠についての開示義務を免除し、又は、開示の時期若しくは方法を指定し、若しくは条件を附する旨の決定を求めることができるものとすること」、「裁判所は、上記の危険性が認められ、かつ、被告人の防御の準備のために当該証拠を開示する必要性がないと認められる場合に限り、開示義務を免除することができるものとすること」を提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その2）](#)」）。

また、仮に、現行証拠開示制度の基本的な枠組みを前提とするとしても、迅速な裁判を受ける権利が侵害されている運用状況に照らし、「裁判所は、被告人又は弁護人から公訴事実について争いがあることを理由とする請求があったときは、第一回公判期日前に事件を公判前整理手続に付さなければならないもの」とし、「検察官は、原則として証拠の開示をしなければならないものとし、例外として、①検察官請求証拠の証明力にも被告人側の主張にも関連しない証拠及び②被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示をすることが相当と認められない証拠については開示義務を負わないもの」とするよう、現行制度の見直しを提言するとともに（「[刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書](#)」）、「[証拠開示のデジタル化による防御権及び迅速な裁判を受ける権利の実現](#)」を提言している（「[市民の権利を保護・実現する刑事手続のIT化を求める意見書](#)」）。

さらに、当連合会は、証拠開示の前提となる犯罪捜査の記録について、「検察官、検察事務官及び司法警察職員は、犯罪の捜査において、その全過程について「捜査に関する記録」（捜査の端緒、基本的捜査方針、収集資料に関するものなど）及びその目録を作成しなければならないものとし、司法警察職員は、検察官への事件送致の際、捜査に関する記録の目録を送付しなければならないものとすること」を提言している（[「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」](#)）。

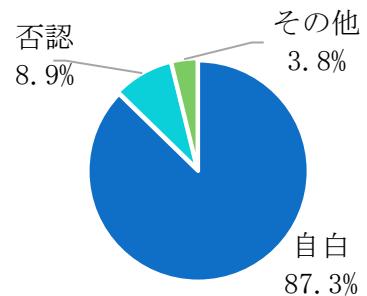
2-6-2 爭いの有無によって区別されていない手続

現行刑事訴訟法は、被告人が無罪を主張している事件の手続と、被告人が有罪を認めている事件の手続を区別していない。罪を犯しておらず、無罪を主張する被告人も、罪を犯し、有罪を認めて刑の量定を受ける被告人も、同じ手続の刑事裁判を受けることになる。2023年の通常第一審事件の終局総人員4万6400人のうち、自白は4万503人（87.3%）、否認は4113人（8.9%）である²²。

図表 8-1 自白の程度別人員
(2023年・地裁簡裁総数)

	人員	比率
終局総人員	46,400	—
うち自白	40,503	87.3%
うち否認	4,113	8.9%
うちその他	1,784	3.8%

図表 8-2 自白の程度別比率
(2023年・地裁簡裁総数)



2-6-3 有罪・無罪の判断と刑の量定が区分されていない審理

現行刑事訴訟法は、有罪・無罪を判断するための審理と、刑の量定のための審理を明確に区分していない。そのため、罪を犯していない市民が無罪を主張している場合であっても、有罪・無罪の判断がされる前に、「被害者」が手続に参加し、被害に関する心情その他の意見の陳述がなされたり、情状として前科に関する証拠が取り調べられたりしている。

²² 前掲注 21

当連合会は、「公訴事実について争いがある事件においては、関連性のある証拠のみに基づく公訴事実の存否の判断を確保するため、公訴事実の存否を判断する手続と刑の量定の手続を区別し、まず公訴事実の存否と関連性のある証拠のみに基づいて有罪か無罪かを判断し、有罪の判断をした場合に限り量刑審理を行う手続二分制度を導入すること」を提言している（「[新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その2）](#)」）。

2－6－4 裁判員裁判

「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」、「裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」については、裁判官（3人）と国民の中から選任された裁判員（6人）によって構成される合議体によって裁判が行われる。それ以外の事件については、1人又は3人の裁判官のみによって裁判が行われる。2023年の通常第一審事件の終局総人員4万6400人のうち裁判員裁判による終局総人員は、807人（1.7%）である²³。

当連合会は「裁判員制度対象事件を拡大して、公訴事実等に争いがあり、かつ被告人又は弁護人から請求があった事件について、裁判員の参加する合議体で取り扱うものとすること」を提言している（「[裁判員の参加する公判手続等に関する意見書](#)」）。

また、裁判員が主体的、実質的に参加できる裁判員制度にするために、「公判前整理手続の主宰者を受訴裁判所の構成員ではない裁判官とすること」、「裁判長に対し、「事実の認定」、「法令の適用」及び「刑の量定」に関して裁判官と裁判員が対等であることの説明を義務付けること」、「裁判長に対し、裁判官による「法令の解釈に係る判断」、「訴訟手続に関する判断」及び「その他裁判員の関与する判断以外の判断」の説示を公開法廷で行うことを義務付けること」、「被告人に不利な判断をする際の評決の要件について、構成裁判官の過半数かつ裁判員の過半数の意見によるものとすること」を提言している（「[裁判員が主体的、実質的に参加できる裁判員制度にするための意見書](#)」）。

2－6－5 通訳人

²³ 司法統計年報令和5年刑事編第45表「通常第一審事件のうち裁判員裁判による終局総人員 受理区分及び終局区分別 地方裁判所管内全地方裁判所別」

刑事裁判を受ける人が日本語を解することができない場合、その権利を保障し、公平な裁判を実現するためには、正確な通訳を確保することが必要不可欠である。しかし、通訳人については、その質の確保、資格、身分保障、誤訳防止のための制度等が法令に定められておらず、複数の裁判例において、通訳の正確性や通訳人の適格性が問題とされている。

当連合会は、「通訳人の能力確保のための資格・名簿制度、通訳人の能力の維持及び向上のための継続的研修制度を法律で定めること」、「通訳人の身分保障のための報酬制度、誤訳防止のための複数選任の原則、事前準備の機会付与の義務、事後的な検証のための録音・異議・鑑定、訴訟関係者及び裁判所の配慮義務について、規定を設けること」を提言している（「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」）。

2－6－6 檢察官による証言の誘導

検察官は、公判廷における証人尋問に先立ち、「証人テスト」と称する証人との綿密な打合せを行っている。証人テストにおいて、検察官が作成した回答付きの尋問事項メモを基に読み合わせをしたり、検察官が作成したメモを証人に持ち帰らせたりしたことが発覚した事例もある。また、検察の描いた事件の構図に沿って、記憶と異なる供述をさせるような「証人テスト」を10数回も行っていた事実が、録音データにより明らかになった事例もある²⁴。

2－6－7 証人の供述による有罪認定

人の供述は、知覚・記憶・表現・叙述の各過程に誤りが介入しやすく、変容しやすい証拠である。「目撃者」の供述、「被害者」の供述、「共犯者」の供述には、それぞれ、えん罪を生じさせる危険が潜んでいる。日本の刑事裁判では、供述を裏付ける客観的証拠がなくとも、また、供述が変遷していたとしても、その信用性を肯定し、それに基づいて有罪認定をすることが少なくない。

例えば、大阪強姦虚偽証言事件では、「目撲者」及び「被害者」の証言に、それを裏付ける客観的な証拠がなく、供述も変遷していたにもかかわらず、信用性を肯定し、それに基づいて有罪認定でしたが、後に、それらの証言はいずれも虚偽であったことが明らかになっている。

²⁴ 「いわゆる「参院選大規模買収事件」における不正な検察権の行使に関する会長声明」（2023年8月2日）、「いわゆる「参院選大規模買収事件」についての最高検察庁監察指導部による監察調査の結果に関する会長声明」（2024年1月19日）

2－6－8 供述調書による有罪認定

刑事訴訟法は、伝聞証拠(相手方当事者による反対尋問を経ない供述証拠)は原則として証拠とすることができないものとしている(320条)。この原則の例外として、「検察官の面前における供述を録取した書面」について、「公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なるた供述をしたとき」は、「公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限」り、証拠とすることができまするものとされている(321条1項2号後段)。この点については、「前の供述を信用すべき特別の情況」を緩やかに認める運用がされており、証人が検察官調書と異なる内容の証言をしたとき、この規定に基づいて検察官調書を採用し、それに基づいて有罪認定が行われている。公開の法廷で宣誓した証人が、被告人は罪を犯していない旨の証言をし、あるいは弁護人の反対尋問で弾劾されても、取調べで作成された検察官調書の内容をより重視して、有罪認定されることはあるではない。

当連合会は、供述調書がえん罪の主要な原因となっていることを踏まえ、供述調書を証拠として許容する要件を厳格化し、「刑事訴訟法321条1項2号後段は、削除すること」を提言している(「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その1)」)。

2－6－9 司法面接的手法による記録媒体

2023年12月15日に施行された改正刑事訴訟法には「被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則」が新設された。

当連合会は、「聴取対象者を子どもの被害者や子どもの目撃者など「司法面接」の趣旨に照らし、特に必要性の高い者に限定すること」、「聴取主体を、「司法面接」に習熟した中立的な立場の専門家にすべきとの規定を置くこと」、「「司法面接」の手続(国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順)に則ってなされるべきことを「措置」として明記すること」、「「司法面接」による聴取前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するための措置を講じるとともに、「司法面接」による聴取後にあっては、聴取対象者への接触について、「司法面接」の趣旨に反するがないよう十分な配慮がなされるものとすること」、「聴取主体の適格性を含め、「司法面接」の手続の適正性について、裁判の過程で検証する機会を与えなければならないものとすること」を提言している(「司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する

刑事訴訟法改正案についての意見書」)。

2－6－10 虚偽自白による有罪認定

被告人の供述調書も、「その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき」は、「任意にされたものでない疑があると認めるとき」を除き、証拠とすることができまするものとされている(刑事訴訟法322条1項)。被告人が公判期日で犯罪の嫌疑を否認する供述をしても、この規定によって、被告人の自白調書を採用し、それに基づいて有罪認定が行われている。

足利事件、布川事件、北九州爪ケア事件、東住吉事件、湖東記念病院事件及び袴田事件では、捜査段階で作成された被告人の自白調書を証拠採用し、それに基づいて有罪認定をしたが、後に、いずれも虚偽の自白であったことが明らかになっている²⁵。

2－6－11 被告人の供述

刑事裁判では、疑わしいときは被告人の利益に判断すべきであり、有罪とするためには、検察官が、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の証明をしなければならない、というのが原則である。しかし、罪を犯していない被告人が、その供述を信用してもらうことは、必ずしも容易ではない。例えば、検察官請求証人の証言と被告人の供述が対立した場合、裁判所は、検察官請求証人の証言の信用性を肯定し、被告人の供述の信用性を否定して、有罪認定することが多い。

大阪強姦虚偽証言事件の第一審判決は、「被告人の否認供述は、被害少女供述に疑問を差し挟む程度の信用性すら認めることができない」と評価し、罪を犯していない被告人を「不合理な弁解に終始して本件各犯行を全面的に否認し、反省の情が皆無である」と非難までしていた。東住吉事件の第一審判決も、取調べの証言の信用性を肯定する一方で、罪を犯していない被告人の公判供述の信用性を否定していた。

2－6－12 多数決による有罪認定

日本の刑事裁判では、多数決で有罪とすることが許されている。裁判員裁判では、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む必要があるが、双方の意見を

²⁵ このような虚偽自白は、被疑者勾留(2－3)や被告人勾留(2－5)を手段とするなどして、取調べ(2－1)で作られていることから、当連合会は、前述のとおり、これらの制度の抜本的な見直しを提言している。

含んでいれば、多数決で有罪とすることができます。例えば、裁判員6人のうち4人が無罪の判断をしても、裁判員2人と裁判官3人が有罪の判断をすれば、被告人は有罪とされることになる。死刑の選択についても、同様である。この点について、陪審制度が導入されているアメリカ、カナダ及びイギリスでは、有罪とするためには原則として全員一致が要求されており、参審制度が導入されているフランス及びドイツでも、有罪とするためには3分の2の多数が必要とされている。

2023年の通常第一審事件の終局総人員4万6400人のうち、有罪の総数は4万4310人(95.5%)、無罪は77人(0.2%)である²⁶。

図表9-1 終局区分別人員
(2023年・地裁簡裁総数)

	人員	比率
終局総人員	46,400	—
うち有罪	44,310	95.5%
うち無罪	77	0.2%
うちその他	2,013	4.3%

図表9-2 終局区分別比率
(2023年・地裁簡裁総数)



当連合会は、えん罪を防止するためには有罪の判断が慎重に行われることを確保する必要があること、裁判員制度は裁判官の常識のみならず、多様な知識・経験を有する裁判員の常識によっても「被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いない」と言えるかを審理することにより、「無罪推定の原則」に則ったより良い刑事裁判を実現することであること、被告人を有罪とするに当たっては、裁判官の過半数によって「間違いない」と認められ、かつ裁判員の過半数によっても「間違いない」と認められることを求めることにより、ダブルチェックを働かせる制度の趣旨がより果たされたと言うことができることから、「有罪の裁判をする場合の評決要件について、裁判官の過半数かつ裁判員の過半数の意見によるものとすること」を提言している（「[裁判員の参加する公判手続等に関する意見書](#)」）。

²⁶ 司法統計年報令和5年刑事編第21表「通常第一審事件の終局総人員 受理区分及び終局区分別 地方裁判所管内全地方裁判所別」及び第22表「通常第一審事件の終局総人員 受理区分及び終局区分別 地方裁判所管内全簡易裁判所別」

2－7 控訴・上告

罪を犯していない市民が第一審で有罪とされた場合、救済を求めるためには、控訴をすることになる。2023年に被告人側が控訴した人員4580人（双方が控訴した人員13人を除く。）のうち、事実の誤認を控訴理由としたものは1451人であり²⁷、そのうち控訴審が第一審判決を破棄したのは111人（7.6%）である²⁸。また、控訴審が無罪の自判をしたのは、16人である²⁹。

2－7－1 無罪判決に対する控訴・上告

憲法39条は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」としている。しかし、現行刑事訴訟法は、無罪判決に対して、検察官が控訴・上告することを認めている。罪を犯していない市民が第一審で無罪判決を受けても、検察官が控訴・上告することにより、再び刑事責任を問われる危険に晒されることになる。例えば、第一審で6人の裁判員と3人の裁判官が全員一致で無罪と判断しても、控訴審の3人の裁判官のうち、2人の判断で有罪とされることもあり得る。

東京電力女性社員殺人事件では、第一審が無罪としたにもかかわらず、検察官が控訴し、控訴審が逆転有罪としたことにより、罪を犯していない市民が7年以上服役する結果を招いている。

2023年に第一審の無罪判決に対して控訴がなされた終局総人員は18人であり、そのうち10人（55.6%）について控訴審が第一審判決を破棄しており、うち7人（38.9%）については、差し戻すことなく控訴審が有罪の自判をしている³⁰。

²⁷ 司法統計年報令和5年刑事編第58表「控訴事件の終局総人員 罪名別受理区分及び控訴理由別 高等裁判所管内全高等裁判所別」

²⁸ 司法統計年報令和5年刑事編第69表「控訴事件の破棄人員 控訴理由別 高等裁判所管内全高等裁判所別」

²⁹ 司法統計年報令和5年刑事編第72表「控訴事件の破棄自判人員 罪名別終局区分別 高等裁判所管内全高等裁判所別」

³⁰ 司法統計年報令和5年刑事編第63表「控訴事件の終局総人員 第一審判決と控訴審結果との比較 全高等裁判所」

図表 10 第一審無罪判決の控訴審の終局区分別人員
(2023 年・高裁)

	人員	比率
終局総人員	18	—
うち破棄	10	55. 6%
自判（有罪）	7	38. 9%
差戻し・移送	3	16. 7%
うち控訴棄却	7	38. 9%
うち公訴棄却	1	5. 6%

当連合会は、罪を犯していない市民が、無罪判決を受けたにもかかわらず再び刑事責任を問われることがないようにするために、「検察官が事実誤認を理由として控訴することを禁止すること」を提言している（「事実誤認を理由とする検察官控訴の禁止に関する意見書」）。

2－7－2 無罪とされた被告人の勾留

罪を犯していない市民が第一審で無罪判決を受けても、検察官が控訴すると、勾留状が発せられ、勾留が継続することがある。東京電力女性社員殺人事件では、第一審が無罪の判決をした後、高等裁判所が勾留を認め、罪を犯していない市民の身体を拘束し続けた。

当連合会は、判決で無罪の言渡しがあったときには、少なくとも上訴審において当該判決が破棄され、有罪が宣告されるまでは当該被告人を無罪として扱い、身体を拘束すべきではないことから、「刑事訴訟法 345 条 2 項として、「判決で無罪の言渡しがあったときは、上訴審において原判決が破棄されるまで、新たに勾留状を発することはできない。」との規定を新設すること」を提言している（「無罪判決後の勾留に関する意見書」）。

2－7－3 上告審の運用

罪を犯していない市民が控訴審で有罪とされた場合、救済を求めるためには、上告をすることになる。上告の理由は憲法違反又は判例違反に限定されており（刑事訴訟法 405 条）、事実の誤認については、裁判所が裁量的に破棄することができるに過ぎない（同法 411 条）。

2023年の上告審終局総人員は1591人であるが、このうち上告審が控訴審判決を破棄したのは3人（無罪の自判1人、差戻し・移送2人）である³¹。

2-8 再審

罪を犯していない市民に対する有罪判決が確定した場合、最後に残された救済手続が、再審である。再審は、ときには死の淵に立たされている無辜を救うため、すなわち究極の人権侵害を防止するため、文字どおりの最終手段である。再審は、有罪の言渡しを受けた者等の請求により、裁判所がその請求に理由があると判断したときに、開始の決定が行われるが（刑事訴訟法448条1項）、再審開始の要件は厳しい。

2022年に再審請求事件で決定を受けた252人のうち、再審開始決定がなされたのは0人（0%）である³²。

図表11 再審開始決定のあった人員

（2022年・全裁判所）

	人員	比率
既済人員	252	—
うち再審開始決定のあった人員	0	0%

2-8-1 証拠開示制度の未整備

再審請求審においては、証拠開示の規定がなく、有罪判決が確定した市民が無罪であることを示す証拠が検察官の手元にあったとしても、その開示は義務付けられていない。再審請求審が係属した裁判所の姿勢の差によって、証拠開示が左右されており、検察官が裁判所の決定や勧告に応じない不誠実な対応を探ることもある。[大阪強姦虚偽証言事件](#)では、裁判所が検察官に対して証拠の一覧表を弁護人に交付するよう命じたにもかかわらず、検察官はこれに応じなかった。

³¹ 司法統計年報令和5年刑事編第80表「上告事件の終局総人員 控訴審判決と上告審結果との比較 最高裁判所」

³² 最高裁判所事務総局刑事局「令和4年における刑事事件の概況（上）」法曹時報76巻2号275頁（2024年）

当連合会は、「再審請求手続における証拠開示について、証拠一覧表の提出命令、証拠開示命令、証拠の存否の報告命令、証拠の保全・保管等を法制化すること」、「再審請求手続外における証拠の閲覧謄写について、記録及び証拠品の閲覧謄写の権利を内容とするルールを法制化すること」、「証拠の保管及び保存について、捜査に関する記録及び目録の作成及び送付義務、証拠目録の作成及び送付義務、証拠の適正保管義務並びに裁判所不提出記録及び証拠物の保管・保存義務を内容とするルールを法制化すること」を提言している（「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」）。

2－8－2 再審請求審における手続規定の未整備

現行法上、再審請求審における手続を定めた規定は、刑事訴訟法445条及び刑事訴訟規則286条しか定められておらず、再審請求の審理のあり方は裁判所の広汎な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の姿勢によって審理のあり方に大きな差が生じるという「再審格差」が生じている。

当連合会は、再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保するために、「再審請求手続期日の指定、再審請求理由の陳述、事実取調べ請求権の保障、事実の取調への立会い、意見の陳述、重要な手続の公開、裁判官の除斥及び忌避、国選弁護制度などを法制化すること」を提言している（「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」）。

2－8－3 再審開始決定に対する不服申立て

刑事訴訟法は、再審開始決定に対し、検察官が不服申立てをすることを禁止していない。そのため、罪を犯していない市民がようやく再審開始決定を受けても、検察官の不服申立てにより、再審公判の開始が遅延することや、再審開始決定が取り消されることもある。検察官は、再審公判で争うこともできるにもかかわらず、再審開始決定に対して不服申立てをすることが常態化しており、特に近年は、即時抗告審の決定に対して特別抗告をすることもまれではない。検察官の不服申立てにより、長い年月をかけて再審開始決定を受けた市民に、更に重い防御の負担が課され、救済までに更に長い年月を費やす結果が生じている。

当連合会は、えん罪被害者の速やかな救済のため、「再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること」を提言している（「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」）。

2－8－4 少年法上の保護処分の取消し

少年法上の保護処分については、刑事訴訟法上の再審に対応するものとして、保護処分の取消しの制度が設けられている（27条の2）。しかしながら、保護処分が終了した後については、少年が死亡した場合の取消しが認められておらず、取消しの適用範囲が2001年（平成13年）4月1日以降に終了する保護処分に限定されているなど、救済の道が制限されている。

当連合会は、「保護処分取消制度（少年法27条の2第2項）の適用範囲を、その施行日である2001年（平成13年）4月1日以降に終了する保護処分に限定した「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第142号）附則2条4項を削除すること」を提言している（「少年法の保護処分取消制度の見直し改正に関する意見書」）。

3 えん罪原因の調査究明

えん罪を防止するためには、えん罪の発生原因を徹底的に究明することが不可欠である。しかし、近年、[志布志事件](#)、氷見事件、[足利事件](#)、[郵便不正・厚生労働省元局長事件](#)、[北九州爪ケア事件](#)、[布川事件](#)、パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件、[東京電力女性社員殺人事件](#)、[泉大津コンビニ窃盗事件](#)、[大阪強姦虚偽証言事件](#)、[東住吉事件](#)、[松橋事件](#)、[湖東記念病院事件](#)、[大川原化工機事件](#)、[プレサンス事件](#)、[袴田事件](#)など、相次いでえん罪事件が発覚したにもかかわらず、その発生原因の究明は極めて不十分である。

当連合会は、えん罪事件について、その捜査、起訴及び公判など刑事諸手続の過程における誤りの原因を調査究明し、えん罪防止に向けた諸制度の運用改善及び立法を提言するため、「[調査権限を持った第三者機関（えん罪原因調査究明委員会）を設置すること](#)」を提言している（「[えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書](#)」）。

図表 12 関連意見書等一覧

年月日	意見書
2005年9月16日	未決等拘禁制度の抜本的改革を目指す日弁連の提言
2007年9月14日	勾留・保釈制度改革に関する意見書
	えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書
2011年1月20日	面会室内における写真撮影(録画を含む)及び録音についての意見書
2011年2月18日	被疑者国選弁護人の複数選任制度に関する意見書
2011年4月15日	接見・秘密交通権確立についての意見書
2011年12月15日	取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書
2012年3月15日	裁判員の参加する公判手続等に関する意見書
2012年6月14日	新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その1)
	新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その2)
2012年9月13日	新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その3)
2012年9月14日	知的障がいのある被疑者等に対する取調べの立会いの制度化に向けた意見書
2013年7月18日	法廷通訳についての立法提案に関する意見書
	捜査段階で裁判所が関与する手続の記録の整備に関する意見書
2014年5月8日	犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書
2015年10月21日	無罪判決後の勾留に関する意見書
2016年3月17日	事実誤認を理由とする検察官控訴の禁止に関する意見書
2016年11月15日	刑事手続における書面の交付義務等に関する意見書
2018年2月16日	全面的国選付添人制度の早急な実現を求める意見書
2018年4月13日	弁護人を取り調べに立ち会わせる権利の明定を求める意見書
2019年5月10日	再審における証拠開示の法制化を求める意見書
2019年10月4日	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議
2020年11月17日	「人質司法」の解消を求める意見書
2021年2月18日	少年法の保護処分取消制度の見直し改正に関する意見書
2022年1月20日	刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書
2022年6月17日	裁判員が主体的、実質的に参加できる裁判員制度にするための意見書
2023年3月16日	司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する刑事訴訟法

	<u>改正案についての意見書</u>
2023年6月16日	<u>えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議</u>
2023年7月13日	<u>刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書</u>
	<u>市民の権利を保護・実現する刑事手続のIT化を求める意見書</u>
2024年6月14日	<u>取調べの在り方を抜本的に見直し、全ての事件における全過程の録音・録画を実現するとともに、弁護人を立ち会わせる権利を確立することを求める決議</u>
2024年10月	<u>人権のための行動宣言2024</u>